

1966年から1980年までの教育言説の相克

——高校入試を中心として——

岩 田 一 正

はじめに——問題の所在——

高等学校（以下、引用部分を除いて高校と記す）への進学率は、1950年代半ばから急速に上昇し、よく知られているように1974年度には90%（90.8%（男性89.7%、女性91.9%））を超えた。1954年度の高校進学率が50.9%（男性55.1%、女性46.5%）であったのであるから、ほぼ高度成長期に該当するこの20年間で約40%も上昇したこととなる¹⁾。

竹内洋は、高校進学率の急上昇の要因として、所得水準の変化による高校進学への経済的障壁が低くなったこと、また企業の高卒者への需要が高まったこと、さらに他者に取り残されまいとする教育拡大の自己増殖という機制が作動し始めたこと、などを指摘している²⁾。そして人々の進学意欲の増大に応えるように、教育行政の対応や多様な人々による高校全入運動などが展開することとなり、進学率は前述のように急上昇した。

このように高校進学率が急上昇した時期に、高校の入試制度（入学者選抜制度）はどのように論じられたのであろうか。そしてその論じられ方に時期による変容は見られたのであろうか。また、高校入試はどのような高校教育の理念と関連づけて論じられたのであろうか。本論文の課題は、これらの点を探究することにある。

小山静子は、「戦後教育史の叙述に際して、一つの定型化した見方が存在していることに気づく。それは一九七〇年代に成立したものであるが、非常に単純化していえば」、「国家の教育政策 VS 国民の教育」という分析枠組みであり、これは戦後教育史を叙述する際の所与の前提であった」、と戦後教育史の叙述におけるパラダイムを指摘している³⁾。

一方、1980年代以降の教育史は、臨時教育審議会（1984-1987年）による個性重視の原則の答申を画期として、学校教育を巡る「供給者」と「消費者」との対立という分析枠組みで記述されつつあり、新自由主義的な教育改革の推進が、この枠組みに信憑性を与えている。

教育史の叙述における、「国家の教育政策」対「国民の教育」（別言すると「国家の教育権」対「国民の教育権」）から「供給者」対「消費者」への分析枠組みの転換は非常に明快なものである。しかし、保護者や子どもを教育の消費者として定位する言説が臨時教育審議会以前から広範に存在していたからこそ、臨時教育審議会の答申が受容されたのではなからうか。換言すれば、学校教育の主たる受益者は国家や社会ではなく、個人や家族である、という言説が既に浸透していたゆえに、その答申は受容されたのではなからうか。そしてそうであるにもかかわらず、「国家の教育政策」対「国民の教育」という分析枠組みが強固であったために、教育史の叙述がその言説を十分に射程に収めることができなかつたのではなからうか。

このような認識に基づき、本論文は、人々の教育に対する願望、欲望を開示するものとして高校入試を論じる言説実践に着目し、前記した2つの分析枠組みが相克する動態を照射する課題に取り組むこととしたい。具体的には、教育関係者に留まらない多様な人々が多様な視角から高校入試を論じていた媒体である総合雑誌（『世界』（岩波書店）と『中央公論』（中央公論社））を史料として、1966年から1980年までの時期に高校入試がどのように論じられていたのか、またその言説は人々が有していたどのような高校教育の理念や教育に関する欲望を背景とするものであったのか、さらにその理念や欲望と2つの分析枠組みはどのように関連していたのかということ考察していくこととしたい⁴⁾。

1 1960年代半ばまでの高校入試制度の展開

最初に、新学制発足から、本論文が対象とし始める1960年代半ばまでの公立高校入試制度の展開を確認しておくこととしよう。

1948年に発足した新制高等学校は、「中学校修了後更に学校教育を継続しようとする者を全部収容することを理想とする」ものであり、「希望する者全部を収容するに足るように将来拡充していくべき」もので

あったが⁵⁾、敗戦後の学校教育の実態を踏まえて「新制高等学校にその入学志望者をすべて収容し得るだけの数と施設とを準備することは甚だ望ましいことであるが、これは今の処努力目標であって義務制ではない⁶⁾」とされた。そして、「志望者数が収容可能数を超える場合には、入学者の選抜を行う」、「選抜のための如何なる検査を行わず、新制中学校よりの報告書に基^マいて選抜する」こととなった⁷⁾。

したがって、新制高等学校発足時点から既に、中学校の報告書⁸⁾に基づく入学者選抜が実施されることとなったが、実施されるのは志望者数が収容定員を上回る場合であった。

1950年代に入っても、この状況に大きな変化はなかった。1956年に公布、施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条(学区制の規定)と、同年に一部改正され、新たに高校入試に関する事項を規定した学校教育法施行規則第59条とによって、1950年代半ば以降は、各自治体の教育委員会が公立高校の入試制度を制定することとなったが、学校教育法施行規則第59条は、入試を志願者が定員を超過した場合にのみ実施する「例外的措置」とし、選抜は中学校が作成する調査書その他必要な書類と学力検査に基づくことを求めている。

しかし、高校進学希望者の増大によって入試が実施されることが常態化した。そして、1960年代になると高校進学率の上昇、高校進学希望者の一層の増大、また第一次ベビーブーマーの高校進学(1963-65年度)などによって、高校入試が社会問題化し、それをどのように改革するのかが問われた。例えば、1962年には「高校全員入学問題全国協議会」が結成され、高校全入運動が全国的に展開することとなった。

こうした状況を踏まえ、1963年に改正された学校教育法施行規則第59条では、入試において学力検査を実施することが「原則」とされる、という大きな転換がなされた。また、同年の文部省初等中等局長通知「公立高等学校入学者選抜要項」は、「高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当でない」こと、「高等学校の入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なうものとする」こと、「学力検査は、中学校の必修教科の全体にわたって出題することが望ましい⁹⁾」こと、「調査書中の各教科の学習の評定の記録と学力検査の成績とは、これを同等に

取り扱う」こととし、高校教育の対象者を従来の希望者から適格者へと転換したのであった。

さらに、その通知は学区制に関して、「公立高等学校の通学区域特に普通科の通学区域の定め方については、一つの通学区域内に数校の高等学校が含まれるようにすることが適当であるが、この場合においても生徒の通学の便や地域の要望等を考慮して、通学区域の広さやその中に含まれる学校数を適切に定めるようにするものとする」とし、中学区制が望ましいとした¹⁰⁾。

1966年7月18日には文部省初等中等教育局長通達「公立高等学校の入学選抜について」が各都道府県教育委員会宛に発出され、調査書を十分に尊重することを明確化しつつ、学力検査の実施教科を各都道府県が適切に定めることとした（なお、この通達が出される5日前には、東京都教育委員会定例会において、学校群制度の1967年度入試からの実施が決定されている）。

そしてこの通達以降、1984年の学校教育法施行規則第59条第4項（都道府県及び市町村の教育委員会は、相互に協力して、同一の時期及び問題により、学力検査を行うように努めなければならない）の削除、そして同年の文部省初等中等教育局長通知「公立高等学校の入学選抜について」まで、高校入試制度を大きく変更する通達や通知などが発出されることはなかった。

ここまでで確認してきたように、1960年代半ばまでに、高校入試において学力検査を実施することが原則となり（希望者主義から適格者主義への転換）、中学区制が望ましいものとされ、学力検査の教科数が全教科から自由化されていたのであった。

ところで、伊藤正次「公立高等学校入学選抜政策の比較分析——高等成長期・革新自治体期の京都府と東京都を対象として——」（『本郷法政紀要』第6号、1997年、63-94頁）は、表「全日制普通科の通学区設置、総合選抜制実施、及び学力検査科目数の推移」（65頁）を作成しているが、本論文の対象時期とその前後を含めて示すと、次のようになる¹¹⁾。

この表からは、本論文が対象とする時期について言えば、学区制はほぼ安定しているが（都道府県内部における各学区がどのように変更されているのかということは別として）、総合選抜制を採用する都道府県は

年度	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1971	1973	1975	1977	1979	1981
(通学区)												
小学区のある都道府県	19	16	15	16	17	18	17	17	15	15	15	15
中学区のある都道府県	32	33	33	31	31	29	29	35	36	36	36	36
大学区のある都道府県	28	31	33	33	30	30	31	32	36	36	36	34
(総合選抜制)												
実施	8	9	7	7	8	8	8	12	15	15	14	14
不実施	38	37	39	39	38	38	38	35	32	32	33	33
(学力検査教科数)												
9教科	46	46	46	23	6	3	2	2	1	1	1	1
5教科	0	0	0	18	34	35	37	36	38	38	40	41
4教科	0	0	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0
3教科	0	0	0	3	3	4	5	8	7	7	5	4
その他	0	0	0	0	1	2	1	1	1	1	1	1

* 表にある「小学区」は1学区に1校、「中学区」は1学区に2-6校、「大学区」は1学区に7校以上設置している場合であり、総合選抜実施都道府県には、一部の学区のみで実施しているものを含み、学力検査教科数の「その他」は教科別の試験ではなく、総合検査（兵庫県）を指すが、5教科に保健体育の実技テストを加える6教科制（静岡県）も含む。

増加傾向にあること、学力検査教科数は前記した1966年の文部省初等中等教育局長通達を受けて5教科が増えていることを認識できる。

このように、高校入試制度に大きな影響を与える通達や通知が発出されない時期でさえ、各都道府県は高校入試制度を変更している場合があった。それでは、その変更はどのような問題を解決するものとして実行されたのであろうか。また、人々のどのような認識を背景とする変更であったのだろうか。あるいは、その変更を人々はどのように認識したのであろうか。本論文では、総合雑誌に掲載された記事や論文、投書などを史料として、このことを検討していくこととしたい。

2 総合雑誌に見る高校入試言説

以下では、1966年から1980年までに刊行された『世界』と『中央公論』において、高校入試がどのように論じられていたのかを、いくつかの事象に照準しながら概観していくこととしたい。なお、両誌からの引用は、本文中に出典を記すこととする。

2-1 入学試験準備教育に対する批判

高校入試自体よりも、その準備教育の過熱を問題とする記事が見られる。しかし、先取りして述べれば、該当する記事が見られる時期は、1960年代半ばに限定される。

「都教委、テストブームを憂える」(『中央公論』第81年第1号、1966年、36頁)は、1965年に東京都教育委員会が教育長名(小尾席雄)で出した通達「入試準備教育の是正について」を話題とするものであり、当たり前の内容を記載した通達が出されること自体、「入試地獄に歪められている学校教育の病根の深さを物語るものだろう」と論じている。

但し、実際の通達は「テスト重視の傾向が生まれたのは、父母の希望がそうさせたのであって、この父母の希望に添いたいという教師の気持ちはわからないではないが、父母はあまりに目前の利害だけを考えているのであって、教育者としては、教育本来の姿や将来の日本の姿を考えて、正しい教育理念のもとに教育を行なう信念をもたなくてはならない」、と問題の原因を第一に父母の希望に求めているが、記事はこの点を無視している。

「補習廃止——広島の場合」(『世界』第245号、1966年、188頁)は、前記した東京都教育委員会の通達発出以来、全国の小学校、中学校で補習授業廃止の動きが強まり、広島市でも小学校長会と中学校長会が1966年4月に入試準備のための補習全廃を決めたことを伝えている。これに対して、広島市教育委員会は、「①教師のアルバイト、塾の問題を同時に解決しなければ意味がない②他の市町村も同調しなければ実効がない③私立や付属校の協力が必要」という見解を示しつつも、校長会の決定を支援しているという¹²⁾。また、同記事は、「入試制度をそのままにしておいて補習を廃止することに無理があるし、学力テストで能力を判定する現行教育のあり方にも問題がある」という点も指摘している。

1960年代半ば以降は、準備教育(とその過熱)よりも、それを枠づける入試が問題化されていくこととなる。このことは、準備教育、特にその過熱は問題視するが、高校入試の準備自体は当然のことであるという認識が共有されるようになったことを示唆している。

2-2 調査書（内申書）への関心

調査書（内申書）の活用も、しばしば話題となった事象である。

村松喬「高校入試の改善」（『中央公論』第81年第7号、1966年、41頁）は、高校入試制度の改善が真剣に考えられ、具体的に取り上げられたのは最近のことであり、「いままで従属的なものだった内申書を全面的にとりあげ、それに伴って学科試験科目を減らす、というのが全国的に考えられていることである」と指摘している。また、学校群制度にも言及し、「これは高校間の格差を解消、ないしは縮小しようという考えである。入試地獄は高校の絶対数が足りないというよりは、有名校へ集中するからである」と論じ、「公立の全日制普通高校の場合、はなはだしい格差があるのは不合理である。どこの高校もだいたい同じ水準というのが正しい」と主張し、さらに「内申書の重視がうまくいくかどうか、高校入試改善のカギである」としている。

「入試制度の改善と高校教育の課題」（『世界』第250号、1966年、181-184頁）は、都教委や文部省の通達で重視されている調査書について、「大学にたいして調査書を重視せよと主張する高校が、中学からの入学者選抜にあたってそれを重視しないのは、矛盾したことである」（184頁）と指摘している¹³⁾。

以上のように、1960年代半ばには、入試における調査書の活用は肯定的に捉えられている。しかし、1970年代に入ると、調査書の活用に対する懸念も語られることとなる。

例えば、折原浩「中教審答申を批判する」（『中央公論』第86年第11号、1971年、124-141頁）は、大学入試に関して述べた箇所ではあるが、「入試制度調査会」あたりが答申している「内申書」・「調査書」の重視などは、入試という一時点に集中している人材選別機会を、ひとつ下の学校段階に拡散させて、「受験地獄の日常化」をもたらすだけです」（135頁、圏点省略）と論じ、入試における調査書重視の危険性を警告したのであった。

また、兼子仁「『国民の教育権』運動の論理」（『世界』第338号、1974年、236-242頁）は、高校入試について「学力検査をふくむ高校入試があるかぎり、中学校での相対評価は、内申書・指導要録をはじめとして、なかなか無くしにくいという事実が知らなければならない」

(240頁)と述べ、この問題を克服するために高校入試撤廃を目標としなければならないことを主張している。

1970年代に入ると、このような懸念が表明されたが、第1節で言及した文部省初等中等局長通知「公立高等学校入学者選抜要項」(1963年)や文部省初等中等教育局長通達「公立高等学校の入学者選抜について」(1966年)に基づく実際の高校入試では、調査書が合否判定の資料となっているため、望月一宏(東京都目黒区立東山中学校長)「通信簿は何を評価するのか」(『中央公論』第90年第10号、1975年、118-125頁)が記しているように、「公立中学校における高校進学の際に必要な成績一覧表の内容ほど、父母たちの関心の高いものはない」(121頁)のであった。但し、保護者の関心の高い調査書であるが、1970年代半ば以降には話題とならなくなる。高校入試における調査書の活用が、人々によって自明視されたことが示唆される。

2-3 学校群制度(総合選抜制度)——その難点——

既に言及した村松喬「高校入試の改善」はポジティブに論じていたが、東京都が1967年度入試から導入した学校群制度(総合選抜制度)を、ネガティブに論じる記事や論文も見られる。ここでは、そのうちの2つの論考を扱うこととしたい。

真田幸男(元全国高等学校長協会入試制度研究委員長)「学校群制度への反省」(『中央公論』第89年第5号、1974年、44-55頁)は、学校群制度は「いわゆる準備教育の過熱を冷却させるための非常措置として教育委員会によって立案され、学校格差の是正ないし破壊を痛快とする世論に支持された形で、実施に移された」(44頁)と述べた上で、その欠陥として、志願者の自由の抹殺、また学校群格差の浮上、公立高校ではなく国私立高校を選択する受験生の増加、大学入試制度との連関のなさを指摘している。さらに、今後の改革としては、「学校群制度の否定の上に、都立高校の土俵内だけで改革の手を打つとして、高校教育の義務化という前提がない限り、競争試験そのものを否定して考えることは不可能だ」(45頁)とし、「生徒の知的能力を揃えて学習させることが効率を高めるという単純な事実」(同前)を肯定しつつ、「さし当^つての現実策としては、やはり学校選択の自由を容認した上での学区の縮小細分化だと思う」(同)と論じている。

小室直樹「大学入試不正の“効用”を説く」（『中央公論』第95年第6号、1980年、122-134頁）は、学校群制度について、「その目的は、公立の特権校をなくして教育の機会を均等化し、高校受験生の負担を軽減する」ことであったが、「当局に社会科学の発想が全く無く、公立高校を改革するためには、公立高校のみをいじればよいと錯覚し」、「私立高校には全く手をふれることがなかった。そのため、高校教育の機会は少しも均等化されず、公立特権校のかわりに一部の私立高校が特権校化されるにとどまった。そのため、高校受験生の負担は軽減されるどころかむしろ荷重され、そのうえ、貧乏人がよい高校に進学することは、絶望的に困難になった」と批判している（129頁）。

高校間格差を解消することで、各学校を平準化し、公平性を担保するものとして導入された学校群制度・総合選抜制度は、第1節の表にあるように、1981年の時点でも14都道府県で採用されていた。しかしながら、総合雑誌の記事や論文のなかには、国私立高校の入試改革などと連動させて一体的に改革しなければ、公平性を担保するものとなり得ないという認識に基づき、その制度をネガティブに評価するものも存在したのであった¹⁴⁾。

2-4 多様化政策、能力別クラス編成——議論の循環——

1966年の中央教育審議会（以下、本文中では中教審と略す）答申「後期中等教育の拡充整備について」、1969年の教育課程審議会答申「高等学校教育課程の改善について」、1971年の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（いわゆる「四六答申」）、そして「富山方式」（高校の普通科と職業科への入学生比率を3対7とする入学者選抜）などを踏まえ、公平性と連関させながら多様化政策を問題視する記事や論文も数多く見られる。

「予備校化に拍車——島根県の場合」（『世界』第247号、1966年、167頁）は、「島根県では昨年的高校大学区制採用に続いて、今年度から有名高校で学力別の学級編成」を採用したことを伝える記事であり、県教委と高校が「入学者の学力差が大きくなった現在、能力に見合った教育をすることこそ、真の適応教育」としていることを批判する一方で、「教育の理念が現実の大学入試制度やふじゅうぶんな高校教育の実態の前に、無力であることを示しているようだ」と嘆息している。一自治体

のことであるが、学校内格差への対応がこの時期に問題化していたのであった（もちろん、自治体によっては、東京都の学校群制度の導入に見られるように、学校間格差が大きな問題であった）。

「高校教育課程答申の「人間像」（『世界』第289号、1969年、163-166頁）は、1966年の中教審答申を踏まえた1969年の教育課程審議会答申が、高校の教育課程を多様化するものであり、答申が示した「文科系・理科系・文理科系・教養・家庭・職業コースの六つの類型」は、「同じ高校教育といっても、その内容はもはや同一には考えることはできまい」と批判し（165頁）、今や高校三原則は瓦解し、「**「拡充整備」「改善**」の名において、高校教育は公然と高度経済成長への奉仕を第一義とする労働力育成・提供装置として完成されようとしている。このまま黙過してよいであろうか」（166頁）と問題提起している¹⁵⁾。

「高校紛争の根にあるもの」（『世界』第291号、1970年、127-131頁）は、1969年に生じた高校紛争に言及しながら、高校三原則を掲げて出発した戦後の高校制度が変質したと述べ、1966年の中教審答申によって多様化が既成事実化、固定化され、1969年の教育課程審議会答申によって、「多様化、能力・適性別選別体制」の「土台づくりはほぼ完了したとみることができる」（128頁）と論じている。そして、富山方式を選別の現れと捉え、その具体的な選別過程を記述している（128-129頁）¹⁶⁾。

長洲一二・藤田恭平・山住正己「〈座談会〉中教審構想を批判する——教育改革と国民の視点——」（『世界』第309号、1971年、57-74頁）において藤田は、職業高校の中に進学コースが設定されている矛盾を指摘し、その矛盾について「本人の希望も強いし、親の希望も強い。そこで職業高校の中で仕方なしに、進学組を作って、普通教育をやっている。これは制度から見るとたいへん矛盾しているけれども、本人や親の教育要求は、まさにそこで実現されているわけですね。まさに実際の多様化政策に対しての、国民の側の回答になっているんじゃないかと思うのです」（72頁）と、子どもや保護者の願望を語っている。

山住正己・鈴木英一・黒崎勲「〔図説〕日本の教育——（Ⅰ）拡大のなかの格差——」（『世界』第340号、1974年、260-269頁）は、経済的効率、人材開発、多様化を重視する後期中等教育を批判し、「増加する高校進学者の希望するのは、一八歳までの共通教育だが、（中略）工・

商業科、工・商業学校の増設・増員は普通科を上まわり、そのうえ学科は細分化され、その種類は二五二におよんでいる」と指摘するとともに¹⁷⁾、普通科以外の生徒数が下降傾向にあり、普通科のみ上昇傾向にあるのは、「多様化政策の破綻のあらわれであり、多様化反対の運動の成果であろう」と論じている(266頁)。高校入試制度については、「県によっては中学区制を大学区制にかえると、二割までは他学区からの入学をみとめるなどの方式をとり、中学校の受験体制激化に手をかしているのが現状である」と(267頁)と批判している。

塚崎幹夫「教育における「公」と「私」」(『中央公論』第92年第4号、1977年、112-123頁)は、富山方式は人材開発計画に基づく、工場誘致の見返りとしてのものであったが、実際には「工場では農業科が一番評判が良く、間接部門では普通科がとびぬけていた」(113頁)という齟齬が生じていること、また企業が高い普通教育を求め始めているのに、「普通教育を敵視する職業教育しか日本にな」(115頁)いことを指摘するとともに、多様化について「コースの自由な選択、進路変更の可能性、成熟の保証のどれも許してはいない、現在日本で主張されているような多様化教育は、個人を単能機械にする画一化教育にすぎない」(121頁)と論じている。そしてこの事態を克服するには、高校三原則の理念を守る必要があると主張している。

石井茂雄「能力別クラスいよいよ登場か」(『中央公論』第92年第8号、1977年、64-65頁)は、兵庫県高教組が「学力別学級」編成を容認したことを話題とした記事である。「同県の高校入試は、昨年まで内申書一〇〇%重視の“兵庫方式”を実施したり、中学区制ながら居住地に近い進学優先と“学校間格差”解消に積極的に取り組んできた。ところが、県内の高校進学率が九六%を越えるまでになると、一つの学校内で極端に学力の異なる生徒が増える“学校内格差”が目立ってきた。このため、授業についていけない“お客さま”生徒が増加、深刻な事態」(64頁)が生じ、その事態に対応するための「学力別学級編成」の容認であるという。

山住正己「新しい高校」の問題点」(『世界』第393号、1978年、219-222頁)は、高校学習指導要領改訂案発表を受けたものである。山住は、能力別学級編成を肯定しているが、全面的な肯定ではなく、「せめて教科毎の習熟度による編成を行ない、それもきめ細かな配慮によつ

てたえず再編成を試みる必要がある」(220頁)とも述べている。

以上で見てきたように、1960年代末から1970年代初頭にかけて、高校三原則の理念とは異なり、実態として高校教育の能力主義的多様化が進行していることが批判されていた。1970年代半ば以降には、生徒・保護者の希望や能力主義的に多様化された高校教育の実情を踏まえれば、多様化政策は破綻していることが指摘され、高校三原則の理念への回帰が主張されることもあった。そして1970年代末になると、1960年代半ばと同様に、学校間格差の解消が学校内格差を招来し、後者の格差への対応が問題化されたのであった。したがって、本論文が対象とする時期には、振り子のように、学校内格差——学校間格差——学校内格差が議論され続け、どちらの格差が問題化されるのかによって、高校入試や教育方法、クラス編制にかかわる議論も影響されたと見ることができる。

2-5 高校全入への疑義

ここまでに見てきたように、高校に関する多様化政策とその実態を批判する人々から高校三原則、そして高校全入は好意的に語られている。横枝元文「〈インタビュー〉日教組の課題——「教師批判」に答える——」(『世界』第333号、1973年、187-202頁)でも、横枝は「選抜試験を廃止して普通過程を中心にした地域総合高校制度に改め、小学区制にして学校格差を解消すべきだと考えます。そして職業課程をふくめて選択制を大幅にとり入れ、学びたいことが学べる学校にすべきです。これが子供の学習権を保障する所以です」(199頁)と語り、高校三原則の理念を追求する姿勢を示している。

また、『世界』の投書欄「編集者への手紙」に掲載された大阪府の主婦松野千恵子の「“わが子”をとおして」(『世界』第341号、1974年、232-234頁)、そして東京都のレポーター日比野由紀の「教育制度の変革を」(『世界』第389号、1978年、363-364頁)を読むと、『世界』読者に高校全入が支持されていることを認識できる。

しかし、高校三原則と高校全入、特に後者に対して疑問を呈する記事、論文も存在する。例えば、前掲の長洲一二・藤田恭平・山住正己「〈座談会〉中教審構想を批判する——教育改革と国民の視点——」において山住は、「高校全員入学運動の弱点は、どういう高校教育を受けさせるかという、教育の内容への要求がなく、とにかく高校に入れたいという

ことにとどまっていたところにあるでしょう」(66頁)と、全入運動の難点を指摘している。

また、山住正己「“先進県”富山で教育を考える」(『世界』第312号、1971年、275-288頁)は、全入運動に関して、「「いまでさえ授業についてこれない生徒がすくなくないのに、これ以上入ってこれたらかなわない」と思ったり、中教審答申の数日前に全国教育研究所連盟の発表した「半数の子どもが授業内容を理解していない」という調査結果についても、そのとおりだし、これは仕方がないことだと思ってしまうかねない弱さが、教師にはある」(285頁)と指摘している。

さらに、山住正己「「進学率低下」からの出発」(『世界』第387号、1978年、269-272頁)は、高校教育について、「いまや高校は、国民としての共通の教養を獲得する場として用意されるべきであり、その高校まではすべての青年を進学させるようにしたいとの要望は強い」と述べる一方で、「青年自身に必要な教養を自ら獲得し考えさせる場をつくりあげるにはどうすればよいかを考えなければならない。それには高校にしても、たとえ希望するからといって進学をさせさえすればいいのではない、たえず教育とは何か、学校とは何かを問いただすことが必要である」と論じ(271頁)、高校においてどのような教育を行うのかということが課題として浮上してきたことを指摘している。

「編集者への手紙」に掲載された番城昌弘(広島県の高校教師)「「全入」反対と思う疲れた心」(『世界』第387号、1978年、364頁)は、90%を超える進学率を踏まえれば、父母が高校全入を願うのは当然であり、それを拒む理由もないが、自分が勤務する職業高校の実態(不本意入学、問題行動、授業妨害など)を踏まえると、全入を拒否したい気持ちも生じると吐露している。

富田正昭(東京都立烏山工業高等学校教諭)「なぜ百人もの生徒を退学させたか〔手記〕」(『中央公論』第93年第4号、1978年、211-219頁)は、「高校全入の工業高校における問題点」(211頁)を論じている。すなわち、「教育行政の面では、高校全入の理念のみが先行して、高校増設運動により校舎はできたが、もう一つの全入の柱であるべきはずの教育をどうするかという内容の検討が不十分であるように思われる」(211-212頁)と山住と同様の認識を表明し、100人の生徒を退学させた経緯を記している。

これらから述べることができるのは、高校全入という人々の願望は肯定的に捉えられる一方で、高校入学とはあくまでも子どもたちが高校教育を受けるための手段であり、高校でどのような教育を提供するのかという目的に関する合意が存在しない限り、意味のある手段とはなり得ないとする議論が、1970年代末に浸透してきたということである。これは、実態として全入に近い状況が現出したゆえに惹起された議論であろう。

2-6 入試の意味の問い直し

偏差値や入試の意味や性質も、この時期には論じられている。

丹下保夫「高校入試と体育実技テスト」(『中央公論』第81年第2号、1966年、37頁)は、徳島県の高校入試の体育実技テストで2名の受験者が死亡したことを話題とし、入試に実技テストを加えることに疑義を呈している。入試科目については、前掲「入試制度の改善と高校教育の課題」が、学校群制度導入と同時に入試科目数が削減されたが、選択教科である外国語を英語に限定して入試科目に入れることを問題視している。

藤田恭平「偏差値と落ちこぼれのあいだ」(『中央公論』第93年第3号、1978年、166-173頁)は、高校入試の本質が資格試験ではなく、競争試験であること、そしてそれが生徒を序列化する機能を果たしていることを批判し、遠山啓「能力と試験と学校と」(『世界』第312号、1971年、268-274頁)は、テストは教師が自分の教育を評価するため、生徒が自分の学習を評価するため、生徒の間に競争心を喚起した上で生徒を序列化するために行われるが、現在は最後のもののためにのみ実施されていることを難じている。

前掲の小室直樹「大学入試不正の“効用”を説く」は、「業績が資質に転化するメカニズム」を有している日本の入試が、階層構成原理の媒体として機能していることを指摘し(130頁)、受験教育や入試の弊害は、近代デモクラシーの出発点をなす「作為の契機」(丸山真男)が受験教育や入試によって完全に失われることにあると論じている(134頁)。

板倉聖宣「偏差値は科学的か」(『世界』第390号、1978年、23-26頁)は、中学校の進路指導で活用される偏差値を話題としている。「偏差値テストの成績で受験の合格の判断がかなり確実にできるようになるためには、その学力テストの問題が本番の入学試験の問題と似かよって

いなければならない」(24頁)と指摘し、また「高校進学で偏差値が威力を発揮して学校の序列がみごとに一直線上に並ぶようになっていることには、公立学校の入試問題が全部一律であることもあざかっている。都立高校とはかなり性格のちがう入学試験を実施している私立学校の場合には、業者テストでも序列しにくいのである」(26頁)と論じている¹⁸⁾。

その上で板倉は、「教育制度の手なおしを考える人々は、子どもたちをその受験学力によって序列づけ、その序列によって整然と学校進学を振り分けていくのが公平な教育政策だと思っているようである。テスト業者と同じような教育思想しかもちあわせていないのである」(同前)と断じ、「結論的に私の考えをいわせてもらえば、教育にはもっともつと偶然性のある余地を残しておいたほうがいいのである」(同)と主張している。

このように、入試(やテスト)の性質、それと連動する偏差値(体制)が、本論文の対象時期に継続的に問われていたが、受験する側の変容も、次のように指摘されている。

佐田智子「教育に蝕まれた子ら——戦後教育検証作業の中から——」(『世界』第408号、1979年、76-86頁)は、朝日新聞社会部記者としての「いま学校で・高校生」シリーズの取材経験を踏まえ、戦後教育のアイロニーを検証しようとしたものである。佐田は、「勉強競争が経済的損得と結びつき、その結果、競争が激烈化する中で、競争そのものが、家単位の経済闘争化する」と論じ、「家ごとの経済力の差が、子どもの勉強競争の勝敗をもろに決定する。そして、家の期待を担い、たっぷり教育費をつぎ込まれた子どもは、いわば家の代表として、代理戦争を戦うことになる」(84頁)、と教育の私事化意識の広がりを指摘している。フィリップ・ブラウン Philip Brown が1990年に提起し人口に膾炙した用語で表現すれば、ペアレントクラシー parentocracy が選抜原理として機能し始めたことを、佐田は取材経験に基づいて別出していると言えよう。

1970年代末に入試が子どもの競争ではなく、家庭の代理戦争としての役割を担うものとなってきた変容を指摘する佐田の言葉は、各家庭の経済資本、社会関係資本、文化資本の子どもたちの学力への影響という、今日の教育にかかわる格差問題で論じられる点が、この時期に既に問題

化していたことを開示しているものであり、保護者のあいだに教育に関する私事化意識が浸透してきたことを物語っている。

2-7 高校教育への無関心——高校教育の意味の不透明性——

以上で見てきたように、高校入試、そして高校教育は、さまざまな観点から論じられている。それゆえ、多くの人々が高校教育に関心を払っているように見えるが、小田実「このごろ怒り、憂うることいくつかⅡ 「市民」と「高校生」」（『世界』第411号、1980年、133-143頁）は、人々の高校教育への無関心を批判し、次のように論じている。

高校教育はこれまで人びとがあまりまっこうから考えなかったものであるように見える。小、中学校教育については日教組も懸命に取り組めば、父兄も熱心にあれこれ論じ、くちばしを入れる。大学教育についても、学生運動も騒ぎ、大学の教師があちこちで書いたりしているのだが、人びとの視界から放り出されているのは高校教育で、それが問題となるのは「非行」とか「暴走族」とか、もっぱらそちらだけのことがらであって、まっこうからまともに、たとえば、そこで教えられる知識の中身について論じたりはしない。日教組も小、中学校の授業、その中身のことに熱心であっても、高校教育のことは、あれは心のどこかでいまだに恵まれた「選民」の教育であって「国民教育」の問題でないと考えているのかも知れなくて、そちらにはまったく熱心でない。父兄のほうでも高校教育となると、もう自分の知識の及ぶ範囲でないと考えてしまっているのだろう、（中略）つまり、これはただの「途中」にしかすぎない。

そして、この「途中」は混乱し、矛盾のまっただなかにある。日本の教育、小、中学校の段階に関するかぎり、まだまだ、対等、平等の「市民」のつきあいを身につけさせようとする動きは大きいのだが、逆にそれとまっこうから対立するつきあいを基本とする競争社会の原理が大学受験というその原理の第一関門（を通過することで、若者は次第にその原理を身につけて行く）を通して社会のピラミッドの上層から下降して行って、下からの対等、平等のつきあいの原理とぶつかりあう——つまり、そこが高校であり、高校教育なのだ。そのぶつかりあいの渦中に高校生はいる。「途中」の存在と

している (142 頁)。

小田の言葉は、1980 年の時点で高校教育は、多重の否定によって表
象されるが、積極的には語られない状況にあることを照射するものであ
り、全入となった状況を反映した高校教育の意味に関する人々の合意が
成立していないことを別決するものである。

おわりに——今後の課題——

本論文が対象とした 1966 年から 1980 年までは、高校入試を大きく変
更する通達や通知などが発出されなかった時期であるが、そのような時
期でも高校入試は多様な人々によって多様な視角から論じられていたこ
とを、本論文は記述してきた。そしてそれらの言説が、教育史を描出す
る「国家の教育政策」対「国民の教育」、あるいは「供給者」対「消費
者」という分析枠組みとどのように関連しているのかを探究することが、
本論文の課題であった。この課題に関して本論文から得られる知見を、
以下に整理しておくこととしたい。

『世界』と『中央公論』という総合雑誌に掲載された高校入試関連の
記事、論文などの分析からは、ある時期にしか論じられない事象もあれ
ば、時期によって論じられ方の異なる事象もあり、また継続的に論じら
れる事象もあったと述べることができる。

ある時期にしか論じられなかった事象について言えば、入試準備教育
の是非は 1960 年代半ば以降には論じられなくなり、調査書の活用の是
非は 1970 年代半ば以降には論じられなくなったことを指摘できる。い
ずれも、必要悪として受容されたゆえに論じられなくなったものと見る
ことができる。

1970 年代末になると、入試問題がそもそも偏差値に適合的であるこ
との問題性、また入試が家族の代理戦争の役割を果たし始めている状況
が論じられた。後者について言えば、現代日本の教育における格差問題
に繋がる事象が、この時期に浮上してきたことを物語っているし、「供
給者」対「消費者」の分析枠組みに基づく教育史の叙述に信憑性を与え
る言説が、既に 1970 年代末に人々に浸透していたことを開示している。

時期によって論じ方が異なる事象には、学校群制度（総合選抜制度）

と高校全入、能力主義的多様化がある。学校群制度は、導入当初は高校間格差を解消するものとしての期待を込めて肯定的に論じられていたが、国立大学附属高校や私立高校が存在するにもかかわらず、公立高校だけの入試制度であることから、当初の目的を果たす実効性がないものと否定的に論じられることとなった。また、学校群制度が招来した学校群格差も、解決しなければならない問題とされた。

高校全入は肯定的に語られてきたが、1970年代以降、特に1970年代半ば以降、高校進学率が90%を超えた状況を踏まえて、全入だけを訴えることでは不十分であり、どのような高校教育を提供するのかということと結合させて訴える必要が論じられるようになった。

能力主義的多様化に関しては、高校の多様化に合わせて高校入試が行われるようになったことを（例えば「富山方式」）、公正性を瓦解させるものであると批判的に論じる言説が1960年代末から1970年代初頭にかけて流布した。そして、1970年代半ば以降には、高校教育の実態に基づきながら、多様化は既に破綻していること、その破綻を踏まえて高校三原則の理念に回帰すべきことが論じられるようになり、1970年代末になると、1960年代半ばと同様に、コース（学科）の多様化よりも、同一コース内における生徒の学力の多様化が問題として指摘されるようになった。

このように、本論文の対象時期に高校の多様化は、学校間やコース間、あるいは学校内の学力格差のどれと関連づけて焦点化するのかという点に差異は見られるが、基本的には批判的に論じられていた。しかし、現在では多様な高校教育に対する強い批判はあまり見られなくなっているし、制度としても総合学科、単位制高等学校、中等教育学校などの設置に見られるように、対象時期よりも多様化が進行している。この懸隔をどのような言説実践が埋めたのかという点に関して、稿を改めて1980年代以降を対象として分析することとしたい。

継続的に論じられたのは、高校入試の性質であり、大きく言えば、それは資格試験であるのか、競争試験であるのかということであり、言い換えれば、高校でどのような教育を提供するのかということが問われ続けたのであった。

この点に関連して付言するならば、『世界』と『中央公論』に掲載された記事、論文などを通読して見えてくるのは、小田実が指摘している

こと、すなわち、高校教育は、義務教育でもなければ、高等教育でもないという二重の否定によって、また両者を接続するものとして（のみ）、学校教育体系に位置づけられている（ように考えられている）ため、人々が高校入試や高校教育の内容に対して大きな関心を払わない事態が生じ、その結果、実態として全入状態となった状況における高校教育とは何かという点に関するポジティブな意味づけが、本論文の対象時期には共有されなかったということである。この共有がないゆえに、高校入試を巡る論じ方は集約されず、ある期間を置いて同様の語りが反復されることとなっているのではなからうか。

高校教育に関するポジティブな意味づけが共有されない一因は、高校教育の主たる受益者を、国家や社会、またそれを構成する国民や市民と想定するのか、あるいは一人ひとりの個人や一つひとつの家族と想定するのかを巡る相克が生じていたことに存するだろう。実際、受益者を国家や社会、国民や市民とする想定する人々は、高校全入（運動）や高校三原則という理念を基軸として高校入試の改革を主張する一方で、受益者を個人や家族と想定する人々は、高校入試を巡る保護者や子どもの行動や高校教育の実態に言及し、その実態を基盤とする高校入試の改革を論じていた（例えば、真田幸男や小室直樹、佐田智子）。そして、どちらかの言説実践が正統化されているわけではなかった。

1980年代半ば以降には、受益者を個人や家族とする言説実践が広く共有され、「供給者」対「消費者」という分析枠組みで当該時期の教育史が記述されることとなっていく。そして総合雑誌に掲載された高校入試言説からは、本論文が対象とした時期に既にその分析枠組みを受容する言説実践が展開されていたことを認識できる。しかし同時に、「国家の教育政策」対「国民の教育」という分析枠組みに基づく言説実践も広く展開していたのであった。

したがって、1966年から1980年までの時期に、両者の分析枠組みに基づく言説実践が相克する状況が存在していたのであるが、この相克がどのように「供給者」対「消費者」という枠組みに収斂していくのかという動態を、1980年代に焦点を合わせ、総合雑誌や教育雑誌を中心的な史料として、稿を改めて記述することとしたい。その際には、本論文では取り組むことができなかつたが、政治、経済、思想、社会、文化などの諸領域における歴史的な構造や状況と関連づけながら教育言説を分

析したい¹⁹⁾。

なお、「国家の教育政策」対「国民の教育」という分析枠組みは、個人や家族の多様性を捨象し、諸個人や諸家族を国民に包摂し、集合的に国民を論じざるを得ないため、その枠組みに基づきながら教育事象を論じる言説の訴求力が、人々の価値観が多様化していくとされる 1980 年代に減じたと想定できるが、その分析枠組みを、「供給者」対「消費者」とは異なる枠組みへと転換する言説が存在しなかったのかどうかという点も探究することとしたい。

注

- 1) 以上の高校進学率は文部省『学校基本調査』による。
- 2) 竹内洋『学校と社会の現代史』第 1 章（左右社、2011 年）。
- 3) 小山静子「はじめに」小山静子・菅井鳳展・山口和宏編『戦後公教育の成立——京都における中等教育——』世織書房、2005 年、i-ii 頁）。
- 4) ある教育事象について多様な人々が多様な視角から論じた言説を分析する作業の教育史上の意義に関しては、岩田一正『教育メディア空間の言説実践——明治後期から昭和初期までの教育問題の構成——』終章（世織書房、2018 年）で論じた。
- 5) 文部省学校教育局長通知「新学校制度実施準備の案内」1947 年。
- 6) 文部省学校教育局長通達「新制高等学校の実施について」1948 年。
- 7) 文部省学校教育局長通達「昭和二十三年度新制高等学校入学者選抜について」1948 年。
- 8) 注 7 に記した通達によれば、中学校からの報告書は、次の事項を含むとされている。すなわち、「1、知能検査（インテリジェント・テスト）の結果（但し今までに既に実施したもので選抜の資料として適当なものであればこれを用いる。）」「2、学力検査（アチーブメント・テスト）の結果」「3、教科学習成績」「4、個人的並びに社会的の性格、態度の発達の記録」「5、職業的見地よりする性格、態度の発達及び職業的適性の記録」「6、身体の発達記録」という 6 つの事項である。
- 9) 「学力検査は、中学校の必修教科の全体にわたって出題する」と記されているが、実際には当時は選択教科であった英語も出題され、必修教科 8 教科と英語を合わせた 9 教科で学力検査を実施する都道府県が多かった。
- 10) 付言すると、新制高校の発足にあたって連合国軍総司令部によって導入が主張された、いわゆる「高校三原則」（小学区制・男女共学制・総合制）は、新制高校制度の理念として位置づけられてきた。
- 11) 文部省『文部時報』第 1288 号（1984 年）にも、本論文が対象とする時期を含む高校入試の諸情報が記載されているので参照されたい（70-78 頁）。

- 12) 「入試ブーム是正への共同歩調」『中央公論』第81年第3号(1966年、36頁)は、入試教育の一環である補習廃止に向けて文部省と日教組に協調ムードが漂ってきたことを伝えている。
- 13) 朱牟田夏雄・遠山啓・大野晋の座談会(村松喬司会)「大学入試はこれでいいのか」(『世界』第246号、1966年、108-121頁)は、大学入試を扱ったものであるが、朱牟田は「現在の一本勝負精神、一点神聖主義には、いろいろ問題があるので、もっと内申書を活用する」(116頁)ことを提案している。この時期には、高校入試だけでなく、大学入試でも内申書の積極的な活用が射程に収められていたのであった。
- 14) この他にも、例えば、前都立小石川高校の校長でもあった真田幸男による「異色ある一公立校の思い出——生徒・教員・校長として」(『中央公論』第84年第6号、1969年、208-216頁)、なだいなだ「『ルポルタージュ』高校生は人間なのか」(『世界』第293号、1970年、222-231頁)も、学校群制度を批判している(前者は学校群制度自体に反対し、後者は学校群制度の導入過程を問題視するという違いがある)。
- 15) 同様の指摘は、1970年に改訂された高等学校学習指導要領を話題とする「強まる公教育の「選別」体制」(『世界』第296号、1970年、161-165頁)でも示されている。また、峯村保夫「教課審答申は「改善」だろうか」『世界』第289号(1969年、167頁)という投書も、答申にある多様化コース制に提示された類型を、自由選択の参考例ではなく、固定化されたものであると批判している。
- 16) 既に言及した折原浩「中教審答申を批判する」(『中央公論』第86年第11号、1971年、124-141頁)は、富山方式に言及しつつ、四六答申に見られる多様化を、高校三原則と関連づけながら批判している。また、井出孫六「文部省の実験室——富山方式」(『中央公論』同前、152-161頁)は、富山県で現地取材を行い、受験生や在学生の声などを踏まえながら、富山方式を批判的に論じている。
- 17) 山住正己・鈴木英一・黒崎勲「〔図説〕日本の教育(Ⅱ)教育の条件」(『世界』第341号、1974年、113-124頁)は、「高校における職業科の増加や多様化が行きすぎであったということ、文部省自身のみとめ、高校では狭い知識より幅広い基礎教育が必要だということである」と文部省の方針転換を指摘し、それは「大多数の教師や父母にとっては、ごくあたりまえの方向への是正」である、と積極的に評価している(124頁)。
- 18) 各都道府県の公立高校の入試問題が同一である状況は、1984年の学校教育法施行規則第59条第4項の削除によって転換することとなる。
- 19) 本論文は1966年から1980年までの時期に高校入試を論じた言説を分析してきたが、1970年代には「高等教育の大衆化」も盛んに論じられていた。マーチン・トロウは、高等教育はエリート段階(就学率：15%未満)から

マス段階（同 50%未満）へ、そしてマス段階からユニヴァーサル段階（同 50%以上）へと量的に拡大するに伴って、教育の目的や機能、学生の選抜基準などが質的に変容すると論じたが（マーチン・トロウ『高学歴社会の大学——エリートからマスへ——』天野郁夫・喜多村和之訳、東京大学出版会、1976年。同前『高度情報社会の大学——マスからユニバーサルへ——』喜多村和之編訳、玉川大学出版部、2000年）、日本では大学、短期大学、高等専門学校4年次、専修学校専門課程を含む高等教育進学率が1977年に50%を超え、ユニヴァーサル段階に突入した。マス段階からユニヴァーサル段階へと移行していく1970年代には、大学を始めとする高等教育機関の入学選抜が活発に論じられたものと想定できる。それゆえ、本論文が対象とした時期、特に1970年代後半に照準して、大学入試を論じる言説と高校入試を論じる言説とを比較し、異同を分析することによって、高校入試を論じる言説実践の独自性を明確化することができるかもしれない。

付記 本論文は、日本教育学会第77回大会ラウンドテーブルにおける発表に基づくものであり、JSPS 科研費 17K04596（研究代表者：静岡産業大学佐藤知条）、2018・2019年度成城大学特別研究助成を活用した研究成果の一部である。